

## ■前回協議会の意見対応表（会議内で解決したものを除く）

資料1

NO	頁	Q	A	修正対応
1	159	何年度時点の施策かを明記してはどうか。	ご指摘のとおり、支援措置は今後変更されていくことが想定されるため、立地適正化計画本編では具体的な支援措置はあえて掲載しないこととしました。	無
2	159	誘導施策の内容について、文章が長いため精査すること。	全体的に端的な文章になるように修正しました。	有
3	159	「空家等の利活用」について、「空き店舗等を利活用し賑わいを生み出す」と記載しているが、責任はもてるか。利活用で止めておくべきではないか。	「鳥羽市空家等対策計画と連携し、空家等の適正管理及び利活用等を図るなど、空家対策を推進します。」に修正しました。	有
4	159	誘導施策について、網羅的に示されているが、現実的に活用予定の施策は何か。また、目標値を達成すためにどの施策を重点的に活用するかについても精査できるとよい。	<p>事務局内で再検討し、より現実的かつ効果的な施策に絞り込みました。 その結果、削除した施策は以下のとおり。</p> <p><b>【居住誘導のための施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚世帯への支援</li> <li>・低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特例措置等の活用</li> <li>・居住の緑化促進</li> <li>・公営住宅の整備・再編</li> <li>・道路施設の整備・充実</li> <li>・都市公園の再編・集約化</li> <li>・上下水道施設の整備・充実</li> </ul> <p><b>【誘導施設の誘導のための施策候補】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥羽駅周辺の滞在快適性等向上</li> <li>・バリアフリー化の推進</li> <li>・旧鳥羽小学校の利活用</li> <li>・産業振興及び地域活性化</li> </ul>	有

## ■前回協議会の意見対応表（会議内で解決したものを除く）

資料1

NO	頁	Q	A	修正対応
5	159	鳥羽市が既に実施している定住に関する事業等は居住誘導区域に限った支援措置ではない。誘導施策として展開するならば、居住誘導区域内で補助金の上乗せ等を検討してはどうか。	新たな支援措置の検討の施策を追加し、「居住誘導区域における新たな施策の検討や既存施策の拡充を検討します。」としました。	有
6	161	老朽化した都市計画施設の改修に関する施策について、網羅的に記載されており、事業施行期間が統一されている。実際は、提出書類等の手続きも関係するので、県の担当と調整し再検討していただきたい。	事業対象となる都市計画施設の一覧を前段に追加しました。 また、詳細な事業施工期間等については、現段階では記載を残しておき、今後策定までに三重県と調整がつかないものについては削除することとします。	有
7	164	居住誘導区域に関する届出制度のイメージについて、開発行為と建築行為の差がわかるように変更したほうがよい。	開発行為は土地を、建築行為は建物をそれぞれ赤枠で囲うとともに、開発行為は建物を、建築行為は土地をそれぞれ透明（グレー塗りつぶし）としました。	有
8	164	(1) 居住誘導区域に関する届出・勧告は、居住誘導区域「外」に関する届出・勧告である。都市機能誘導区域においても同様であり、そのことを明記したほうが分かりやすい。	「(1) 居住誘導区域に関する届出・勧告」⇒「(1) 居住誘導区域外に関する届出・勧告」に修正しました。 都市機能誘導区域についても同様に修正しました。	有
9	165	届出制度は、フロー図を追加したほうが分かりやすい。	フロー図を追加しました。	有
10	167	都市機能誘導区域に関する届出対象のイメージに用いられている夜間・休日応急診療所は、頻繁に開発や休止が行われる施設ではないため、市民がわかりやすい施設に変更したほうがよい。	総合スーパーに変更しました。	有

## ■前回協議会の意見対応表（会議内で解決したものを除く）

資料1

NO	頁	Q	A	修正対応
11	167	都市機能誘導区域に関する届出（開発行為等）対象のイメージについて、都市機能誘導区域外の夜間・休日応急診療所が誘導施設かどうか書かれていないため届出が必要かどうかわからない。	都市計画区域に関する届出（開発行為等）対象イメージについて、より分かりやすくなるように解説を追加しました。	有
12	188	高台市街地の今後の取組に関して記載されていない。具体的でなくとも、目安などを記載してはどうか。	「高台市街地の検討は、事前復興まちづくりの一環です。事前復興まちづくりは立地適正化計画内では完結せず、第6次鳥羽市総合計画（後期基本計画）に基づき策定予定の（仮称）事前復興まちづくり計画にて、具体的な取組内容等を検討していきます。」と記載しました。	有
13	202	居住誘導のイメージに「%」を追記した方が良い。	ご指摘通り修正しました。	有
14	202	鳥羽市で最も多い移動は都市計画区域外から都市計画区域内のため、矢印を追加すべきでないか。	矢印は、推計値にプラスして誘導を目指すもののみ記載しています。都市計画区域外から都市計画区域内への移動は今後も想定されるものの、それも推計のうちであるため、矢印は記載しないこととしました。	無
15	207	都市機能誘導状況に係る目標値について、他の目標値が推計値を用いていることに対して、いきなり目標値が設定されていることに違和感がある。表現の仕方を工夫してはどうか。	都市計画区域内における都市機能誘導区域内誘導施設（宿泊施設を除く）の割合について、誘導施設の出典が多岐にわたることやそもそも過去の集計データがないことから推計値を出すことは難しいと考えます。都市機能誘導区域及び都市機能維持ゾーン内の宿泊施設数について、前段で宿泊施設については維持していく方針であることを示しているため、基準値と同様の数値を目標値としています。	無
16	207	関連して、施設数を指標としていいのか。キャパシティでもいいのではないか。議論の余地はあると思う。	宿泊施設の規模は、民間事業者が需要を見込んで設定するため、指定をすることは望ましくないと考えます。現在の施設が減らない（施設が減ることで賑わいの雰囲気が低下する、まちが衰退している雰囲気にならないようにする）ということを主目的に施設数としました。	無

## ■前回協議会の意見対応表（会議内で解決したものを除く）

資料1

NO	頁	Q	A	修正対応
17	208	かもめバスの運行収益比率について、住民は定期券や回数券を用いているため、運行収益が良いのは観光客の利用である。公共交通を維持するために収益は確保したいが、そのためには観光客の利用を増やすことを考えなくてはならない。住民が求めるダイヤと観光客が求めるダイヤは異なるため、かもめバスの運行収益比率は住民の満足度に結びつかないと思われる。	ご指摘を踏まえ、削除しました。	有
18	208	公共交通利用者数の指標も、観光客に左右される指標である。	市民と観光客で利用者数を分けられるといいですが、データがない状況です。しかしながら、公共交通利用者数はコンパクト・プラス・ネットワークを進めるうえで重要な指標であるため残すこととします。	無
19	215	「財政の健全化」について、社会保障等の義務的経費の増加が予想される中で、目標値達成は厳しいと思われる。財政部局と調整し現実的な目標値を設定いただきたい。	5年ごとに見直しを行うことを前提に、令和11年までの目標値として市民一人当たりの歳出額を設定しました。なお、一人当たりの歳出は、資料：「今後の財政見通し」での各年の歳出を推計総人口で除算し算しました。	有
20	215	「財政の健全化」について、人口減少の中で、総人口で除算することが正しいのか。また、目標指標としても正しいのか再検討いただきたい。	「まちづくりの健康診断」でも例示されており、指標として妥当であると考えます。	無
21	216	「期待される効果」について、期待される効果は他にもあるため「市民意識の向上」に名称を変更してはどうか。	ご指摘通り修正しました。	有
22	-	「関係人口の増加」について、シンプルに「宿泊者数の増加」にタイトルを変更したほうがよい。関係人口ではないと思われる。	令和7年から宿泊税が導入され、宿泊者数の集計方法が変わることなどから、宿泊者数の指標は削除しました。	有

## ■前回協議会の意見対応表（会議内で解決したものを除く）

資料1

NO	頁	Q	A	修正対応
23	-	集約都市形成支援事業の補助を受ける要件として目標値が設定されているため注意していただきたい。	<p>集約都市形成支援事業費補助金交付要綱第3条1の二〇において、交付の対象は、「立地適正化計画に人口密度等に関する目標値、財政状況等に関する目標値、公共交通利用者数等に関する目標値、その他定量的な目標値を記載し、期待される効果を定量化して立地適正化計画と併せて公表すること。また、防災指針を策定する場合は、災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標値を記載すること。」を満たすことと記載されています。</p> <p>既に、それらの目標値は設定済みです。</p>	無